〇 附属機関の運営等

千葉県行政組織条例(抄)

(会長及び副会長)

第30条 会長又は委員長(以下「会長」という。)及び副会長又は副委員長 (以下「副会長」という。)は、委員の互選によつてこれを定める。

2項、3項(略)

4 副会長が置かれていない附属機関(千葉県障害者介護給付費等不服審査会 を除く。)にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長 があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

第31条(略)

(会議)

- 第32条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長 となる。
- 2項、3項(略)

(部会)

- 第33条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4項、5項(略)
- 6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関 の議決とみなすことができる。(略)

7項(略)

(会議の運営等)

第34条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。